

# 厚生労働省における子どもの貧困対策

平成 2 8 年 7 月 1 4 日 (木)  
厚生労働省

# 「すくすくサポート・プロジェクト」(すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト)

(平成27年12月21日「子どもの貧困対策会議」決定)

経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭や多子世帯が増加傾向にあり、自立支援の充実が課題。  
児童虐待の相談対応件数は増加の一途。複雑・困難なケースも増加。

8月28日 ひとり親家庭・多子世帯等自立支援策及び児童虐待防止対策の「施策の方向性」をとりまとめ  
年末を目途に財源確保も含めた政策パッケージを策定

## すくすくサポート・プロジェクト

### ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト

就業による自立に向けた支援を基本にしつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な取組を充実

具体的には、ひとり親家庭が孤立せず支援につながる仕組みを整えつつ、**生活、学び、仕事、住まいを支援**するとともに、ひとり親家庭を**社会全体で応援**する仕組みを構築

#### 【主な内容】

自治体の窓口のワンストップ化の推進  
子どもの居場所づくりや学習支援の充実  
親の資格取得の支援の充実  
児童扶養手当の機能の充実 など

### 児童虐待防止対策強化プロジェクト

児童虐待について、発生予防から発生時の迅速・的確な対応、自立支援まで、一連の対策を更に強化。

#### 【主な内容】

子育て世代包括支援センターの全国展開  
児童相談所体制強化プラン(仮称)の策定  
里親委託等の家庭的養護の推進  
退所児童等のアフターケア など

施策を着実に実施するとともに、平成28年通常国会に児童扶養手当法改正案及び児童福祉法等改正法案の提出を目指す。

施策の実施に当たっては、官・民のパートナーシップを構築し民間の創意工夫を積極的に活用。  
行政が未だ実施していない事業を民間投資によって行い、行政がその成果に対する対価を支払うといった手法等の先駆的な取組も幅広く参考。

# ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト（課題と対応）

## 現状・課題

経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭や多子世帯が増加傾向

これらの方の自立のためには、

- ・ 支援が必要な方に行政のサービスを十分に行き届けること
- ・ 複数の困難な事情を抱えている方が多いため一人一人に寄り添った支援の実施
- ・ ひとりで過ごす時間が多い子供達に対し、学習支援も含めた温かい支援の実施
- ・ 安定した就労による自立の実現

が必要。

昭和63年から平成23年の25年間で  
母子世帯は1.5倍、父子世帯は1.3倍  
(母子世帯84.9万世帯 123.8万世帯、  
父子世帯17.3万世帯 22.3万世帯)

母子世帯の80.6%が就業しており、そのうち47.4%はパート、アルバイト等

母子世帯の平均年間就労収入(母自身の就労収入)は181万円、平均年間収入(母自身の収入)は223万円

## 対応

就業による自立に向けた就業支援を基本としつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な支援を充実。

支援につながる

u 自治体窓口のワンストップ化の推進

生活を応援

- u 子どもの居場所づくり
- u 児童扶養手当の機能の充実
- u 養育費の確保支援
- u 母子父子寡婦福祉資金の見直し
- u 多子世帯・ひとり親世帯の保育所等利用における負担軽減

学びを応援

- u 教育費負担の軽減
- u 子供の学習支援の充実
- u 学校をプラットフォームとした子供やその家庭が抱える問題への対応

仕事を応援

- u 就職に有利な資格の取得促進
- u ひとり親家庭の親の就労支援
- u ひとり親が利用しやすい能力開発施策の推進
- u 非正規雇用労働者の育児休業取得促進

住まいを応援

u ひとり親家庭等に対する住居確保の支援

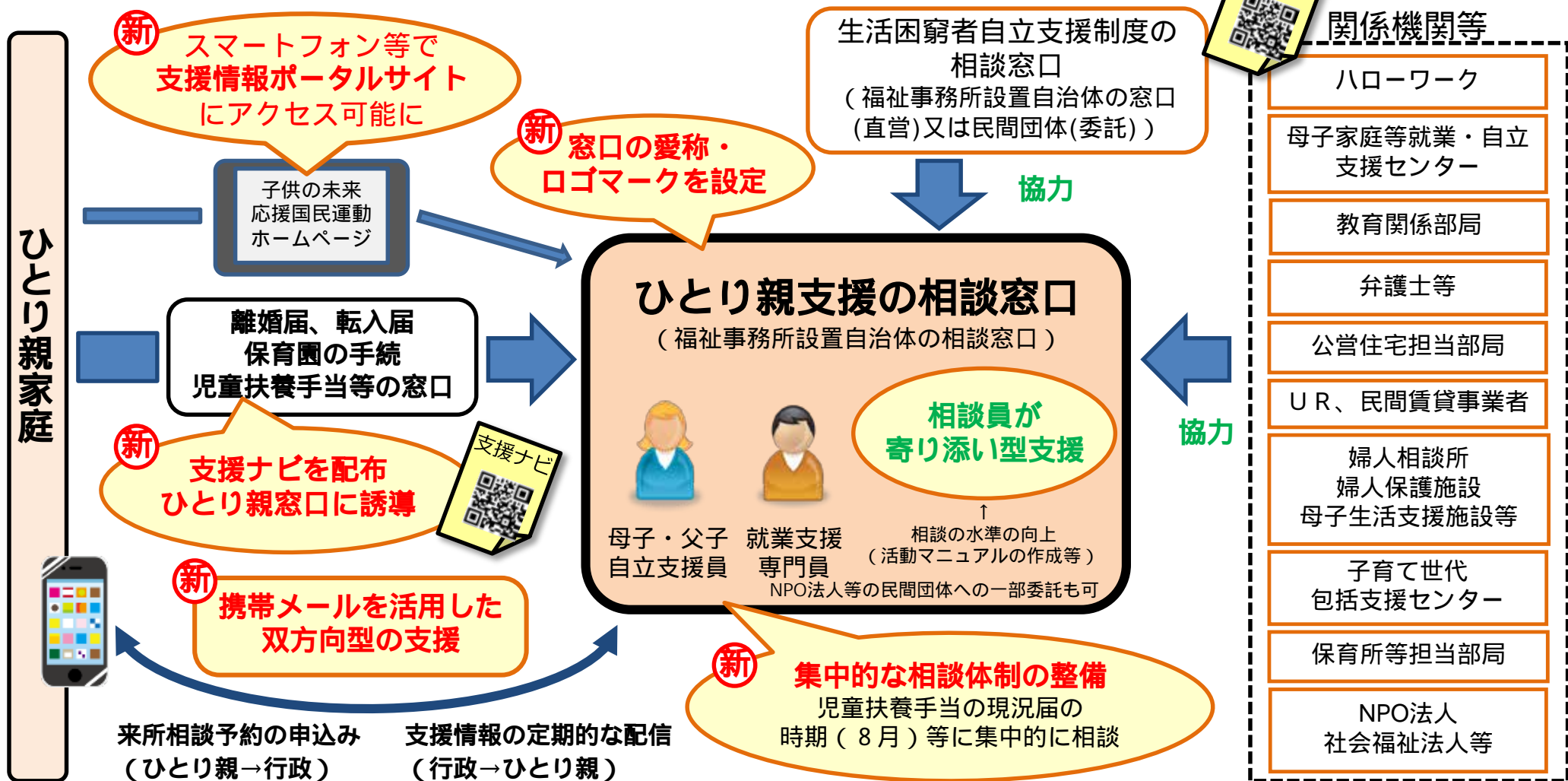
社会全体で応援

- u 「子供の未来応援国民運動」の推進
- u 子供の未来応援地域ネットワーク形成支援

児童扶養手当法改正法案の  
平成28年通常国会提出を目指す

# 自治体の窓口のワンストップ化の推進

支援を必要とするひとり親が行政の相談窓口で確実につながるよう、分かりやすい情報提供や相談窓口への誘導の強化を行いつつ、ひとり親家庭の相談窓口において、ワンストップで寄り添い型支援を行うことができる体制を整備



# 子どもの生活・学習支援事業(居場所づくり)

## 現状と課題

ひとり親家庭の子どもは、親との離別・死別等により精神面や経済面で不安定な状況に置かれるとともに、日頃から親と過ごす時間が限られ、家庭内でのしつけや教育等が十分に行き届きにくい。

ひとり親家庭の子どもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、ひとり親家庭の子どもの生活向上を図ることが求められている。

## 対応

平成28年度から実施

放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもに対し、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、食事の提供等を行い、ひとり親家庭の子どもの生活向上を図る自治体の取組を支援する。

自治体から委託を受けたNPO法人等が、地域の実情に応じて、地域の学生や教員OB等のボランティア等の支援員を活用し、児童館・公民館や民家等において、事業を実施する。

### <イメージ>

地域の支援スタッフ  
(学生・教員OB等)



<実施場所>  
児童館、公民館、民家等



### <支援の内容(例)>

学習支援    遊び等の諸活動    調理実習    食事の提供



食材の確保は地域の協力を得る

# 児童扶養手当法の一部を改正する法律の概要

(平成28年5月2日成立、5月13日公布)

## 制度の概要

児童扶養手当は、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、支給される手当。児童扶養手当の額は、月額42,330円(平成28年度)。

児童の数に応じて、第2子については5,000円、第3子以降については3,000円の加算額が支給される。手当額(加算額を除く。)については、物価スライドを適用するとともに、年収に応じて支給額を逡減させている。

## 改正の内容

児童が2人以上のひとり親家庭の経済的負担を軽減することを目的に、第2子に係る加算額を5,000円から10,000円に、第3子以降に係る加算額を3,000円から6,000円に見直す。

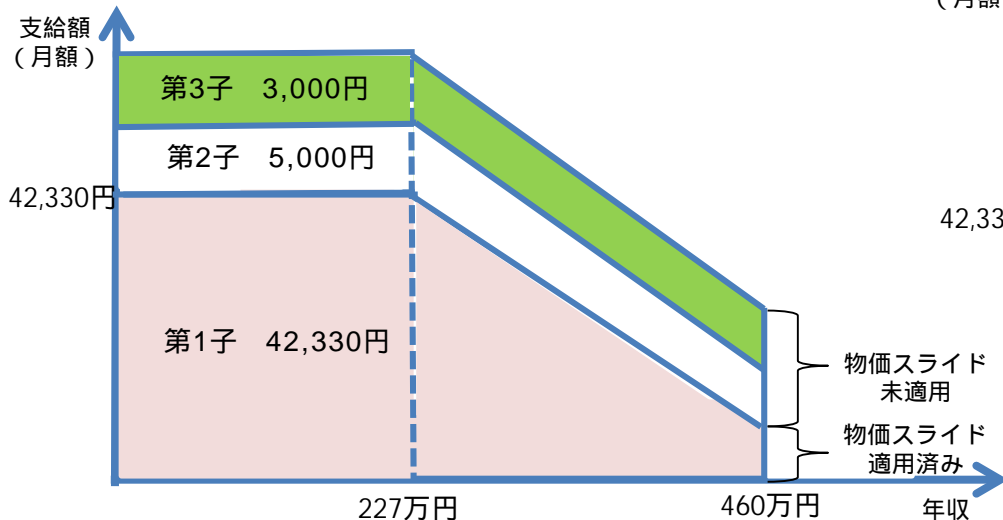
加算額についても、物価スライドを適用するとともに、年収に応じて支給額を逡減( )させる。

( ) 支給額の逡減は法改正事項ではなく、政令改正により対応。

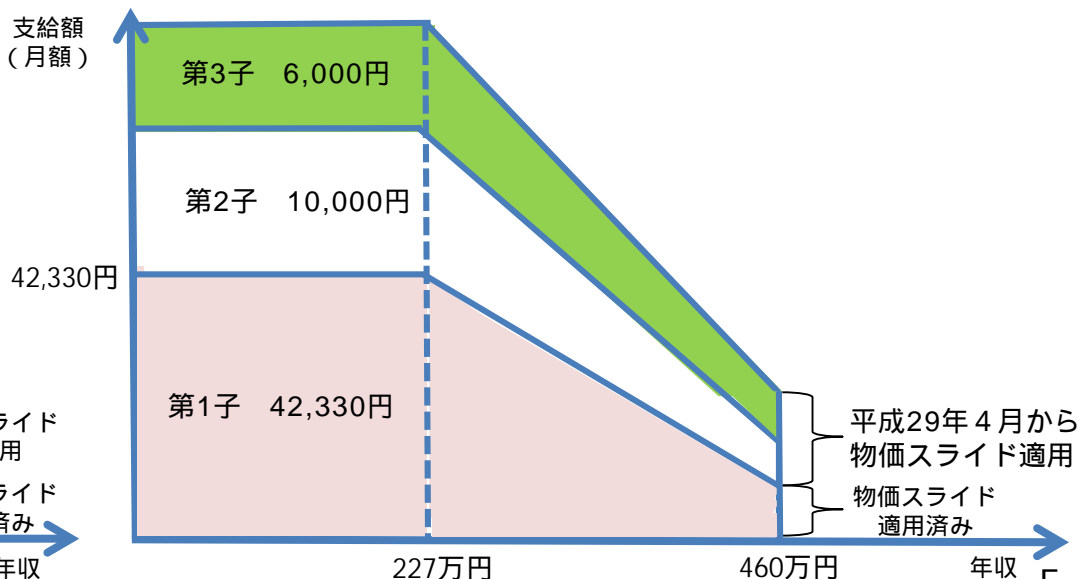
平成28年8月1日施行(平成28年12月から支給)

(例) 母1人子3人の場合のイメージ図

<改正前>



<改正後>



# 児童扶養手当の機能の拡充について

## 概要

経済的に厳しいひとり親家庭の自立を支援するため、政策パッケージを策定し、就業による自立に向けた支援を基本としつつ、総合的な取組を充実する中で、児童扶養手当の多子加算額を引き上げ

・ 本体額	42,330円		
・ 多子加算額の増額	第2子加算額	<u>5,000円</u>	➡ 倍増
	第3子以降加算額	<u>3,000円</u>	
			<u>10,000円</u> <u>6,000円</u>

年収に応じて支給額を逡減(本体額と同じ取扱)

平成29年度からは加算額についても物価スライドを適用

全受給世帯数:約106万世帯(27年3月末)

(うち 第2子加算額 約33万世帯、第3子以降加算額 約10万世帯)

・ 補助率 国1/3 都道府県・市・福祉事務所設置町村 2/3

第2子:36年ぶり  
第3子:22年ぶり  
の引き上げ

## 平成28年度予算

予算額 国費:1,746億円 地方:3,492億円 事業費:5,238億円

うち、多子加算額の増額による所要額(4ヶ月分)

**国費:27.8億円 地方:55.6億円 事業費:83.4億円**

(平年度化した場合 国費:83.4億円 地方:166.8億円 事業費:250.2億円)

児童扶養手当法改正法が平成28年通常国会で成立(施行日は平成28年8月1日)

# 多子世帯・ひとり親世帯の保育所等利用における負担軽減

## 現状と課題

就労家庭が保育所等を利用しやすい環境を実現する。  
多子世帯は、特にその保育料負担を支援する必要がある。

## 対応

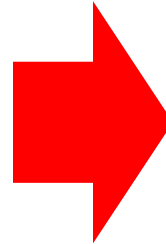
年収約360万円未満世帯の保育料について、子どもの人数に係る年齢制限を撤廃し、第2子半額、第3子以降無償化を実施する。

年収約360万円未満のひとり親世帯等の保育料について、第1子半額、第2子以降無償化を実施する。

多子世帯の場合の例示



(改正)

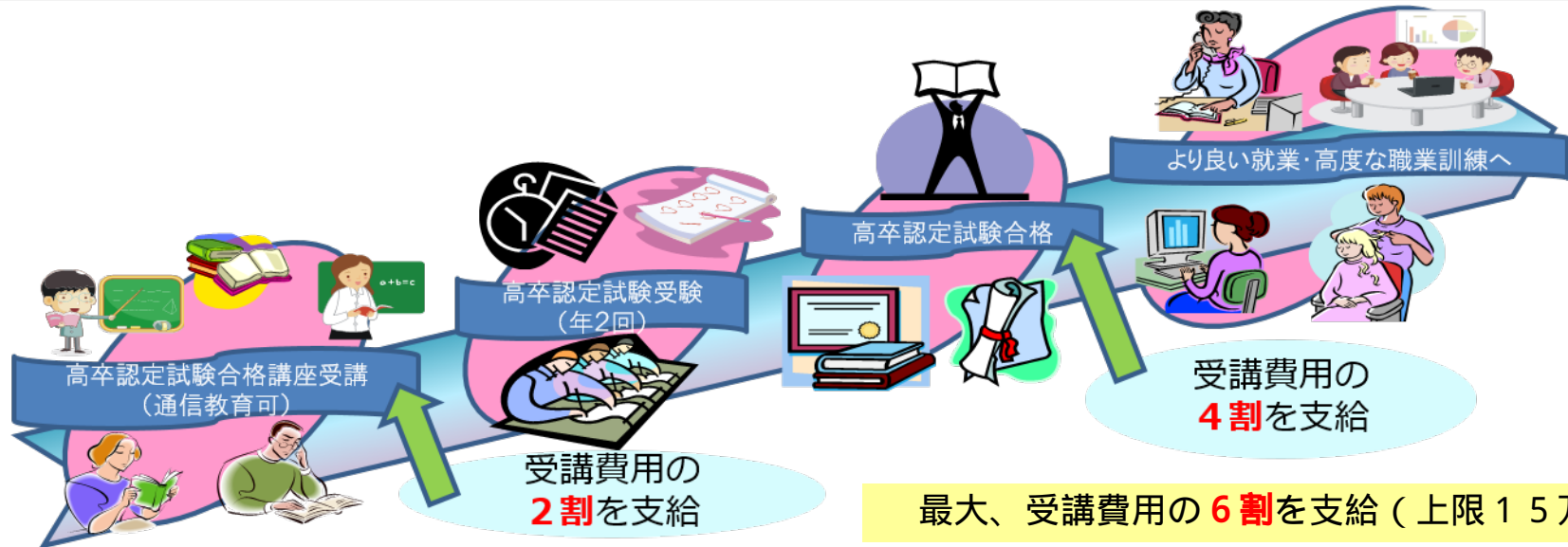




# ひとり親家庭の親子の学び直しの支援 ～ 高等学校卒業程度認定試験の合格支援～

## 現状

より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげるため、平成27年度より、ひとり親家庭の親に対し、高卒認定試験合格のための講座の受講費用の一部を支給。



## 課題

ひとり親家庭の子供の高校中退率等は高い水準にあり、ひとり親家庭の子供についても支援が必要。

既に本事業の対象となっているひとり親家庭の親についても、確実に試験合格につなげていくことが必要

## 対応

平成28年4月から実施

**ひとり親家庭の子供を**高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の**対象に追加**。

親子いずれの場合も学習支援事業と組み合わせて実施可能な仕組みとする。

e-ラーニングの活用も推奨する。

# ひとり親への生活・学習支援の実施

## 現 状

ひとり親家庭は、就業や家事等日々の生活に追われ、家計管理等様々な面において困難に直面する。ひとり親家庭の親の中には、高等学校を卒業しておらず、希望する就業ができないことから、安定した就業が難しいなどの支障が生じている。

自治体でひとり親家庭の支援を行う母子・父子自立支援員のために、家計管理の支援も含めた活動マニュアルを作成し、その活用を図る。

(参考)母子・父子自立支援員は、自治体の福祉事務所等に配置されており、ひとり親家庭及び寡婦に対し、生活一般についての相談指導や母子父子寡婦福祉資金に関する相談指導等を行う。 【人数】1,664名(26年度末現在)【相談件数】749,683件(26年度)

ひとり親家庭の親を対象としたファイナンシャルプランナー等による家計管理の講習会を実施する。

高卒認定試験を目指す方の学習支援などを通じ、ひとり親家庭同士のネットワークづくりや学び直しを支援する。

ひとり親が生活支援を利用する際には、事業利用中の託児サービスを利用可能とする。

悩み相談、育児や健康管理、家計管理などに関する専門家による講習会の開催、高卒認定試験を目指す方の学習支援などを通じ、ひとり親家庭同士のネットワークづくりや学び直しを支援する。



# 自立支援教育訓練給付金の充実

## 現状

教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部を支給(自立支援教育訓練給付金:受講費用の2割、上限10万円)することにより、主体的な能力開発の取組を支援する。

## 自立支援教育訓練給付金の実績(平成25年度)

- ・支給件数 : 1,004件
- ・就職件数 : 675件
- ・対象講座 : 雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座など(介護職員初任者研修、簿記、パソコン技能等)

## 課題

働きながら更なるキャリアアップができるよう、教育訓練を受講しやすい仕組みとする必要。



## 対応

平成28年4月から実施

自立支援教育訓練給付金について、以下のとおり充実する。

- ・訓練受講費用の**2割(上限10万円)を助成** **6割(上限20万円)を助成**

# 高等職業訓練促進給付金の充実

## 現状

就職に有利な資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間に高等職業訓練促進給付金を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にする。

対象となる資格は、就職に有利な資格であって、法令で2年以上のカリキュラムを修業することが必要とされているもの(看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士等)

支給対象期間は最長2年間、支給額は月額10万円(住民税課税世帯は月額70,500円)

### 高等職業訓練促進給付金の実績(平成25年度)

- ・総支給件数 : 7,875件
- ・資格取得者数 : 3,212人(看護師 1,441人、准看護師 1,133人、保育士 243人、介護福祉士 111人など)
- ・就職者数 : 2,631人(看護師 1,313人、准看護師 797人、保育士 186人、介護福祉士 97人など)

## 課題

高等職業訓練促進給付金については、看護師など修学期間が3年以上の場合、1年間は給付金による生活費の支援が受けられない。



## 対応

平成28年4月から実施

高等職業訓練促進給付金について、以下のとおり充実させる。

- ・支給期間の延長: **2年 3年**
- ・対象資格の拡大: **2年以上修学する資格 1年以上修学する資格**(調理師や製菓衛生師も新たに対象)
- ・**通信制の利用要件の緩和**: 本人が仕事をしながら資格取得を目指す場合にも、通信制を利用可

# ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の創設

## 現状・課題

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、資格取得を促進し、更なる自立の促進を図る必要がある。



## 対応

平成27年度補正予算で実施

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し入学準備金・就職準備金を貸し付け、これらの者の修学を容易にすることにより、資格取得を促進し、自立の促進を図る。

高等職業訓練促進資金貸付事業を以下のとおり創設する。

- ・対象者：ひとり親家庭の親であり、高等職業訓練促進給付金の支給対象者
- ・貸付額：養成機関への入学時 **入学準備金 50万円**  
養成機関を修了し、資格取得をした場合 **就職準備金 20万円**
- ・返還免除：貸付を受けた者が、養成機関卒業から1年以内に資格を活かして就職し、貸付を受けた都道府県又は指定都市の区域内等において、**5年間**その職に従事したときは、**貸付金の返還を免除する。**

# ひとり親家庭への支援（経済的支援・資格取得支援）

経済的に厳しいひとり親家庭に対しては、児童手当に加え、児童扶養手当を支給。

児童扶養手当は、平成28年度予算で多子加算額を倍増（年収に応じて支給額を逡減）。

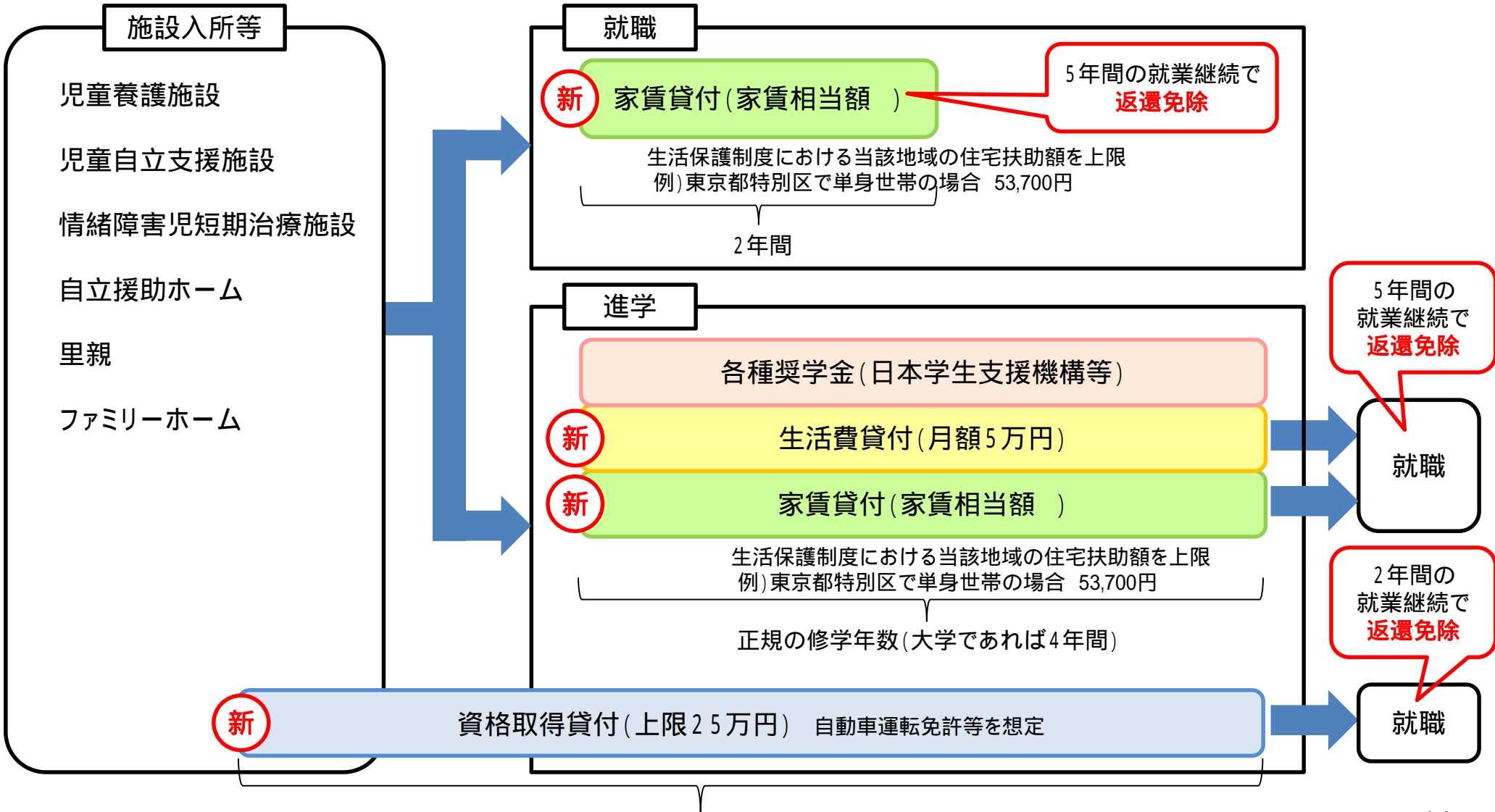
ひとり親の資格取得を支援するため、平成28年度予算で高等職業訓練促進給付金の充実、母子父子寡婦福祉資金貸付金の見直しを行うとともに、平成27年度補正予算で高等職業訓練促進資金貸付金を創設。



# 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金の貸付

児童養護施設等を退所し、就職や進学する者等の安定した生活基盤を築き、円滑な自立を実現するため、家賃相当額の貸付及び生活費の貸付を行う。

また、児童養護施設等の入所中の子ども等を対象に、就職に必要な各種資格を取得するための経費について貸付を行う。



施設入所・里親委託中又は施設退所・里親委託解除後4年以内で大学等に在学している間

# 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）について

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずる。

## 法律の概要

### 1. 自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給（必須事業）

福祉事務所設置自治体は、**「自立相談支援事業」**（就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等）を実施する。

自治体直営のほか、社会福祉協議会や社会福祉法人、NPO等への委託も可能（他の事業も同様）。

福祉事務所設置自治体は、離職により住宅を失った生活困窮者等に対し家賃相当の**「住居確保給付金」**（有期）を支給する。

### 2. 就労準備支援事業、一時生活支援事業及び家計相談支援事業等の実施（任意事業）

福祉事務所設置自治体は、以下の事業を行うことができる。

- ・ 就労に必要な訓練を日常生活自立、社会生活自立段階から有期で実施する**「就労準備支援事業」**
- ・ 住居のない生活困窮者に対して一定期間宿泊場所や衣食の提供等を行う**「一時生活支援事業」**
- ・ 家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等を行う**「家計相談支援事業」**
- ・ 生活困窮家庭の子どもへの**「学習支援事業」**その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業

### 3. 都道府県知事等による就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）の認定

都道府県知事、政令市長、中核市長は、事業者が、生活困窮者に対し、就労の機会の提供を行うとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う事業を実施する場合、その申請に基づき**「一定の基準に該当する事業であることを認定」**する。

### 4. 費用

自立相談支援事業、住居確保給付金：**国庫負担3 / 4**

就労準備支援事業、一時生活支援事業：**国庫補助2 / 3**

家計相談支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業：**国庫補助1 / 2**

施行期日

平成27年4月1日



# 生活困窮者自立支援制度の概要

## 包括的な相談支援

### 自立相談支援事業

#### 対個人

- 生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能

- 一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画(プラン)を作成

#### 対地域

- 地域ネットワークの強化・社会資源の開発など地域づくりも担う

本人の状況に応じた支援( )

#### 居住確保支援

再就職のために居住の確保が必要な者

#### 住居確保給付金の支給

・就職活動を支えるため家賃費用を有期で給付

#### 就労支援

就労に向けた準備が必要な者

#### 就労準備支援事業

・一般就労に向けた日常生活自立・社会自立・就労自立のための訓練

なお一般就労が困難な者

柔軟な働き方を必要とする者

#### 認定就労訓練事業 (いわゆる「中間的就労」)

・直ちに一般就労が困難な者に対する支援付きの就労の場の育成(社会福祉法人等の自主事業について都道府県等が認定する制度)

就労に向けた準備が一定程度整っている者

#### 生活保護受給者等就労自立促進事業

・一般就労に向けた自治体とハローワークによる一体的な支援

#### 緊急的な支援

緊急に衣食住の確保が必要な者

#### 一時生活支援事業

・住居喪失者に対し一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援を提供

#### 家計再建支援

家計から生活再建を考える者

#### 家計相談支援事業

・家計の状況を「見える化」し、利用者の家計管理の意欲を引き出す相談支援(貸付のあっせん等を含む)

#### 子ども支援

貧困の連鎖の防止

#### 子どもの学習支援事業

・生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもに対する学習支援や居場所づくり、養育に関する保護者への助言

#### その他の支援

#### 関係機関・他制度による支援

民生委員・自治会・ボランティアなどインフォーマルな支援

基本は、自立に向けた人的支援を包括的に提供

右記は、法に規定する支援( )を中心に記載しているが、これ以外に様々な支援( )があることに留意

# 子どもの学習支援事業について

## 事業の概要

「貧困の連鎖」を防止するため、生活保護受給世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に学習支援事業を実施。各自治体が地域の実情に応じ、創意工夫をこらし実施(地域資源の活用、地域の学習支援ボランティアや教員OB等の活用等)。平成28年度においては、高校中退防止及び家庭訪問の取組を強化。

## 支援のイメージ

- 将来の自立に向けた包括的な支援：単に勉強を教えるだけではなく、居場所づくり、日常生活の支援、親への養育支援などを通じて、子どもの将来の自立に向けたきめ細かで包括的な支援を行う。
- 世帯全体への支援：子どもの学習支援事業を入口として、必要に応じて自立相談支援事業等と連携することで世帯全体への支援を行う。

## <子どもの課題とその対応>

### 学習面

- ・高校進学のための学習希望
- ・勉強、高校卒業、就労等の意義を感じられない

#### 学習支援・進路相談

- ・日々の学習習慣づけ、高校進学支援
- ・進路を考えるきっかけづくり

#### 高校中退防止の取組

- ・定期面談等によるきめ細かなフォロー
- ・定時制高校等の選択肢の情報提供等

### 生活面

- ・家庭に居場所がない
- ・生活習慣や社会性が身につけていない

#### 家庭訪問の取組

- ・集合型に出られない子どもへの早期アプローチ
- ・家庭状況の確認と改善
- ・親への養育支援等へつなげる

#### 居場所づくり・日常生活支援

- ・学校・家庭以外の居場所づくり
- ・生活習慣の形成支援



## <家庭の課題とその対応>

### 親の養育

- ・子の養育についての知識・関心の薄さ

#### 親への養育支援

- ・公的支援等の情報提供
- ・子どもの将来を考えるきっかけづくり

### 世帯の状態

- ・家庭が困窮状態にある

#### 世帯全体の支援

- ・自立相談支援事業との連携

子どもの学習支援事業を通じて、子ども本人と世帯の双方にアプローチし、  
子どもの将来の自立を後押し(貧困の連鎖防止)

